

令和 2 年

総務産経常任委員会会議録

令和 2 年 5 月 2 0 日

田 上 町 議 会

令和2年第3回臨時会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 令和2年5月20日 午前9時42分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 藤田直一君 | 10番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 小嶋謙一君 | 12番 | 関根一義君 |
| 8番 | 椿一春君 | | |
- 4 委員外出席議員
なし
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐野恒雄 地域整備課長 時田雅之
総務課長 鈴木和弘
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 渡辺 明
- 8 傍聴人
新潟日報 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
承認第 1号 専決処分（田上町監査委員条例の一部改正）の報告について
承認第 8号 専決処分（令和元年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内
7款 商工費
承認第 9号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について中
第1表 歳入

承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算(第2号)）の報告について中

第1表 歳入

第1表 歳出の内

7款 商工費

8款 土木費

承認第11号 専決処分（同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号））の報告について

議案第27号 小型除雪車（1.0m級）購入契約について

議案第28号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中

第1表 歳入

午前9時42分 開 会

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、皆さん、改めましておはようございます。

これより第3回田上町議会臨時会と総務産経常任委員会に付託されました議案につきまして審議を行いたいと思います。

開催に先立ちまして、町長から挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 先ほど本会議のほうでご挨拶を申し上げましたので、特に申し上げることもございません。総務産経常任委員会で付託された案件につきまして、皆様からご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 総務産経常任委員会に付託されました案件は、承認第1号 専決処分（田上町監査委員条例の一部改正）の報告について、承認第8号 専決処分（令和元年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、7款商工費、承認第9号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について中、第1表、歳入、承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、7款商工費、8款土木費、承認第11号 専決処分（同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号））の報告について、議案第27号 小型除雪車（1.0m級）購入契約について、議案第28号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第3号）の議定について中、第1表、歳入であります。

これより議事に入ります。

最初に、承認第1号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

議会事務局長（渡辺 明君） 改めまして、おはようございます。

それでは、承認第1号についてですが、議案書の4ページからになります。田上町監査委員条例の一部改正につきましては、先ほど提案理由のほうにありましたとおりでございます。

内容につきましては、議案書をめくっていただきまして、議案書の6ページの次の資料ナンバー1のほうで説明をさせていただきたいと思います。こちらのほう、監査委員条例の新旧対照表ということで、右側が旧、左側が新となっています。第3条の下線が引いてあります、旧でいいますと第243条の2というのが、新になりま

すと第243条の2の2の第3項、こちらについては先ほどもありましたけれども、地方自治法の一部改正による条ずれの条番号の変更ということになっています。

下に行っていただきまして、7条の2項になりますけれども、こちら全部加えるという形の内容となっております。内容につきましては、本来であれば平成19年度に地方公共団体の財政健全化に関する法律が施行されたことに伴う条例の追加であったことが今回この条例関係を精査しまして、これが落ちていましたので、これを加える内容となっております。これに伴う事務の関係になりますけれども、平成20年度から間違いなくこの事務については行っているというものとなっております。

以上で説明を終わります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

説明がありました案件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第1号に対する質疑は終了します。

次に、議案第27号 小型除雪車（1.0m級）購入契約についてを議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。

それでは、議案書85ページお願いいたします。議案第27号、小型除雪車の購入契約ということでございます。先ほど町長の提案理由でもありましたとおり、現在使用しております小型ロータリー除雪車の更新をし、安全、安心の交通路を確保するというので、4月17日に2社を指名して、競争入札を行わせていただきました。その結果といたしまして、契約の相手方として株式会社日の出自動車と契約金額1,162万7,000円ということで、予定価格の700万円を上回ることから、現在は仮契約を締結をさせていただいて、本議会で議決をいただきまして、今年の除雪に備えたいということになっております。納入期限につきましては、11月20日になっておりますので、お願いをしたいと思います。参考に入札調書をおつけいたしておりますので、そちらを御覧になっていただければと思います。こちらの入札調書につきましては税抜きでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明がありました案件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

8番（椿 一春君） 1メートル級の除雪車ですが、これはロータリー除雪車で、従来というのは歩道除雪専門でやられていたと思うのですが、今回これ狭い道路とかで

できるほどのものなのか分かったらお聞かせいただきたいのですが、時々町民の方から時期になると言われるのですけれども、本当に除雪車が入らないと、1メートル二、三十の町道なのですけれども、除雪車が来ないので、自分たちで除雪しているという難儀な道路がちょうど椿寿荘の辺りにありまして、そういった道路でも対応できる除雪車の購入なのか、その辺お聞かせください。

地域整備課長（時田雅之君） 地域整備課の時田です。おはようございます。

今ほどの椿委員のご質問なのですけれども、車両につきましては、従来とほぼ同型の車両を今回借入れ契約させていただきました。こちらの議案のところにも書いてありますように、1.0メートル級ということで、基本的には歩道除雪のみ使用させていただきたいと考えております。その狭小の町道に入りますことによって、歩道除雪車1台しかありませんので、そちらの除雪が間に合わないおそれもございまして、基本は歩道除雪のほうに従来どおり使用させていただきたいと思っております。

以上です。

8番（椿 一春君） 一斉に除雪するいうと除雪のタイミングが間に合わないということがあると思うのですけれども、歩道除雪が終わった後でもこの細い道なのですが、対応できることなのかどうかという能力があるのか、そのロータリー除雪車に除雪する能力があるかどうかということをお聞かせ願えればと思います。

地域整備課長（時田雅之君） その狭小の町道の状況にもよりますけれども、ロータリー除雪車ですので、雪を飛ばす必要がございまして。そういった要望があれば、現場の状況を見まして、検討していきたいと思っておりますけれども、基本は歩道除雪ということで、国の補助金で購入するもので、使用形態は歩道除雪を基本として考えさせていただきたいなと思っております。

以上です。

10番（松原良彦君） ご苦労さまです。私のほうから4点ほどお聞きしたいのですけれども、ただいまは町長のほうから古くなって更新したというようなお話が出ておりました。これは、何年ぐらい使って今いるのか、それ1点。

それから、いつもそうですけれども、下取りというか、古くなったものをどのように使っているのか、例えば業者に払下げするとか、順番にやっているとか、古くなったものがすぐ壊れるわけではないので、その代替に買ったものが、古しいのはどういうふう処理しているのかお聞きしたいのが1点です。

それから、いつもそうですけれども、どこのメーカーのものを買ったのか、内容

はほとんど聞かされていないので、例えば日立のものなのか、トヨタのものなのか、そこら辺をもうちょっと詳しく聞かせてもらえると大変ありがたいと思います。

それから、もう一点はたまたまちょうどよかったといえばよかったと思われるのですけれども、これは町長がいるから、言いにくいことですが、町長の前の歩道、羽生田駅からずっと延ばしているわけですが、たまたまいい歩道ができたのがありますので、そういうところに町長も時間に遅れると悪いから、早くきれいに進めて除雪してやろうというようなこともございますが、そこら辺別に兼ね合いをどうこう言うわけではございませんが、今歩道は2メートルぐらいの幅を抜けていくと思うのですけれども、場合によっては歩道を全部除雪していくのか、それとも1メートル幅しか、それでやめるのか、そこら辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

地域整備課長（時田雅之君） 今ほどの松原委員のご質問でございますけれども、まずこちらの既存の機械の購入の年度なのですが、こちらのほうが平成10年度に購入しております。経過期間として20年ほどたっておりますので、機械の能力もちょっと落ちてきましたし、この機会に入替えをさせていただきたいということで、仮契約のほうさせていただいております。

続いて、今の機械の処分の方法ということなのですが、一応来年度予算のところで見込んでいるのですが、町のほうから払下げということで、もし希望がある業者等いらっしゃれば、入札の上、町のほうから払下げのほう予定しております。

最後になりますけれども、県道の歩道の関係なのですが、一応県道については道路管理者であります新潟県のほうから歩道除雪というところが基本となりますので、そこに町の歩道除雪を投入するという、時間も限られておりますことから、それぞれの道路管理者において歩道除雪のほうは行っていきたいと考えております。

（メーカーの名前の声あり）

地域整備課長（時田雅之君） メーカーは、新潟トランス株式会社というところのメーカーになります。機種名はNR 43という、前身の新潟鐵工になりますけれども。

あと、除雪の幅なのですが、一応2メートル幅であっても、歩行者が通れる範囲ということで、こちら歩道除雪1回通って、今やめているというような状況であります。

以上です。

10番（松原良彦君） 私たちのほうも歩道除雪が来るのですけれども、大体9時か10時か、遅くなってやっとな、子どもの通学に間に合わないのですけれども、基本的には

朝早くから動いているかと思うのですけれども、そこら辺どのような業者との話合いができているのか、その点をもう一点聞かせてください。

地域整備課長（時田雅之君） 数年前までは車道の除雪につきましては、午前2時に職員が確認しまして、そこから10センチ以上の降雪、また今後も降り続くような状況という条件の中で除雪のほう実施しておりました。歩道につきましては、車道の除雪がいいところに行ってから大体4時ぐらいに今までですと歩道除雪のほう出しておりました。しかしながら、今ほど松原委員が言われるように、時間的に、降雪の量にもよりますけれども、間に合わない、また子どもたちが除雪が完了していない道路を歩くというような状況のお話もいただいたものですので、今2時に職員が確認して、町道の一斉除雪を行うタイミングとほぼ同時に歩道除雪のほうも出しているような状況であります。

以上です。

10番（松原良彦君） 大変ありがとうございました。結構です。終わります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、議案第27号に対する質疑は終了します。

なお、今ほど社会文教常任委員長より承認第1号及び議案第27号以外の案件につきまして連合審査の申入れがありました。いかがいたしましょうか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。

それでは、社会文教常任委員会との連合審査会の開催につきまして、社会文教常任委員長の申入れに同意することよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認め、連合審査会の開催について同意をしてみたいと思います。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

（委員長、ちょっといいですかの声あり）

11番（池井 豊君） せつかくの機会なので、ちょっと地域整備課に、今日久々に昨日から大雨が降りましたよね。羽生田駅裏の調整池できて、今日通ったら結構何か中にふだん見ないけれども、ごみがあるような感じがしたのだけれども、あの調整池がどのように機能していたかというのを、今度委員会のときに報告してもらえないでしょうか。水が出たら何センチたまって、うまく回ったとか何かそういうの聞かせてもらえたら、今全く水が、朝通ったら水は全然なかったけれども、多分たまっ

たのだろうなというの分かったので、ぜひそこら辺今度大雨が降ったらどういうふうに機能したかというのを報告していただければと。委員長、取り計らいをお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 承知しました。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） それでは、一旦ここで休憩いたします。

午前9時59分 休憩

午後4時42分 再開

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、関根委員からは所要により欠席の申出がありましたので、これを許可しております。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、承認第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。これより承認第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は

原案のとおり決定しました。

次に、承認第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、承認第10号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

大変ご苦労さまでした。

以上で閉会といたします。

午後4時46分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年5月20日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一